

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
財務部 財政課	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 728"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>東京都</td> <td>令和5年7月20日から同月21日まで</td> <td>38,296円</td> <td>令和5年8月25日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和5年7月20日から同月21日まで	38,296円	令和5年8月25日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	東京都	令和5年7月20日から同月21日まで	38,296円	令和5年8月25日								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年6月4日から同月25日まで)